

利用権設定等促進事業（利用集積事業）所有権移転該当要件

1 対象農地の要件

- (1) 農業振興地域の農用地区域内の土地であること
- (2) 仮登記、賃借権、抵当権等の他の権利が設定されていないこと

※土地の登記簿謄本（全部事項証明書）添付

- (3) 不動産業者等が関与した土地ではないこと
- (4) 売買価格が近傍類似の価格より著しく高額（低額）でないこと
- (5) 手付金、前渡金等すでに対価の支払いがなされていないこと
- (6) 一団の農地で450㎡以上の面積であること。

2 譲受人の要件

- (1) 同一世帯内で常時（年間150日以上）、農業経営に従事している者
- (2) その者が経営主であって65歳以上である場合、後継者が農業に従事しているか又は近く従事する見込みがあること
- (3) 農業によって自立しようという意欲があること
- (4) 権利取得後の経営農地の面積があっせん基準に適合するものであること
- (5) 現在の経営農地が有効に利用されており、取得後の農地が確実に耕作されること（耕作放棄地、無断転用等の農地がないこと）
- (6) 取得後、農地の集約化を図るための交換を除き、7年間は、原則として所有権移転を認めない。なお、交換の場合、3年間は認めない。ただし、取得後、7年以内に所有権移転を行う場合、この事業は適用されないものとする。

あっせん基準における取得後の農地面積

経営形態	面積（ha）
野菜単一経営	1.2
施設園芸単一経営	0.5
水稻・野菜複合経営	1.0
水稻・野菜・施設園芸複合経営	0.9
水稻・野菜・畜産複合経営	0.5

※ 注意事項

- 農業者年金受給中の渡人が、60歳以上の受人に売買（賃借含）する場合、または厚生年金加入の受人に売買（賃借含）する場合は、農業者年金が停止します。